

August 2019

2019年税法改正案 ― 国税基本法、国税徴収法及びその他

1. 租税審判決定手続の透明性向上

(1) 租税審判官合同会議の上程手続の見直し

(国税基本法 § 78、国税基本法施行令 § 62の2)

□ 改正前

税法解釈に関する決定の先例がない場合、従前の税法解釈の適用を変更する場合、租税審判官会議間の決定の一貫性を保つ必要がある場合等に該当し、租税審判官合同会議が審理の上、決定する必要がある事案か否かは租税審判院長が決定。

□ 改正内容

常任租税審判官会議(院長を含む)において、租税審判官合同会議の事由に該当するとして合同会議で審理することを議決する場合には、租税審判官合同会議が審理を行った上決定。

□ 改正の効果

従前租税審判院長が行使していた租税審判官合同会議の上程権限を常任租税審判官会議に移管することにより、租税審判決定の公正性・透明性の向上が期待される。租税審判官合同会議に上程するための手続がより厳格になり、租税審判官会議の決定が従前より尊重されることが予想され、納税者にとっては、租税審判官会議がこれまで以上に重要になると考えられる。

□ 適用時期

2020年1月1日以降の租税審判官合同会議に上程する分から適用。

(2) 租税審判官会議の決定に対する再審理(審理再開)制度の見直し

(国税基本法施行令 § 62の2 ③)

□ 改正前

租税審判官会議の議決における重要な事実関係の欠落、法令解釈の明らかな誤りなどがある場合、租税審判院長は主審租税審判官に再審理を要請することができる。

□ 改正内容

租税審判官会議の議決における重要な事実関係の欠落、法令解釈の明らかな誤りがある場合にのみ（「など」の文言削除）、租税審判院長は主審租税審判官に再審理を要請することができる。

□ 改正の効果

租税審判院長の再審理要請事由を制限し、租税審判官会議の決定をむやみに変更することができないようにした。従前、租税審判院長が再審理要請によって租税審判官会議の決定を覆すことのできた事由が制限されたことによる租税審判の決定の公正性・透明性の向上が期待される。租税審判官会議の決定が覆される可能性が低くなるため、納税者にとっては租税審判官会議がこれまで以上に重要になると考えられる。

□ 適用時期

改正国税基本法施行令の施行日以降の再審理要請から適用。

2. 納税者保護(担当)官の職務権限の拡大(国税基本法施行令 § 63の15)

□ 改正内容

納税者保護官の職務に、税務調査のうち違法・不当な行為を行った税務職員の交代命令及び懲戒要求が追加された。また、納税者保護担当官の職務に、税務調査の実施中に税務職員が適法な手続を遵守しているか否かを点検し、小規模納税者の税務調査に立ち会うことが追加された。

□ 改正の効果

調査職員の税務調査権濫用に対する統制を強化する趣旨である。納税者が違法・不当な税務調査から救済される可能性が高まるものと予想され、税務調査終了後においても、納税者が税務調査に基づく課税処分取消しを争って主張することのできる手続上の違法事由の範囲が拡大される可能性があるものと予想される。

□ 適用時期

2020年1月1日以降分から適用。

3. 期限後に申告した者に対する更正請求及び修正申告の許容 (国税基本法 § 45、§ 45の2)

□ 改正前

法定申告期限内に申告した者のみ更正請求及び修正申告が可能。

□ 改正内容

更正請求及び修正申告の対象者に期限後に申告した者を追加。

□ 改正の効果

納税者が課税標準申告書を法定申告期限後に提出した場合においても更正請求を行うことができるようになり、納税者の権利救済範囲が大幅に拡大されるものと予想される。

□ 適用時期

2020年1月1日以降の期限後申告された分から適用。

4. 期した後申告及び修正申告の時加算税減免率調整及び細分化 (国税基本法 § 48)

□ 改正前

1ヶ月以内に期した後申告をすれば無届け加算税の 50%を、1~6ヶ月以内に期した後申告をすれば 20%を減免。

6ヶ月以内に修正申告をすればグアソシンゴがサンセの 50%を、6ヶ月~1年以内に修正申告をすれば 20%を、1~2年以内に修正申告をすれば 10%を減免。

□ 改正内容

期した後申告の時無届け加算税ガムミョンユルウを 1ヶ月以内には 50%、1~3ヶ月以内には 30%、3~6ヶ月以内には 20% 減免することでより細分化ハム。

修正申告の時グアソシンゴがサンセガムミョンユルウを 3ヶ月以内には 75%、3~6ヶ月以内には 50%、6ヶ月~1年以内には 30%、1年~1年 6ヶ月以内には 20%、1年 6ヶ月~2年以内には 10% 減免することでより細分化ハム。

□ 改正の効果

期間による加算税ガムモンユルが細分化されたから法廷申告期限を逃したとか法廷申告期した後課税標準申告に間違いを見つけるようになればさっそく期した後申告や修正申告をする必要性が増えるようになった。

□ 適用時期

2020年1月1日 以後期した後申告及び修正申告する方から適用。



**INNOVATIVE
LAWYERS2018**
ASIA-PACIFIC WINNER



NATIONAL FIRM OF THE YEAR
SOUTH KOREA
CHAMBERS ASIA-PACIFIC AWARDS

Yulchon LLC

Korea | Vietnam | China | Myanmar | Russia | Indonesia*
* in association with Roosdiono & Partners

Subscribe | View More Updates | Contact Us

Material included in our newsletter has been prepared for informational purposes only and is not offered as legal advice on any particular matter. Yulchon and contributing authors disclaim all liability for the newsletter's content and are not responsible for any third party contents which can be accessed through this newsletter.

Copyright 2019 Yulchon LLC. All rights reserved